



平成30年6月11日

各 位

会 社 名 株式会社トリドールホールディングス
(コード番号 3397 東証第一部)
代 表 者 名 代表取締役社長 栗田 貴也
問 合 せ 先 取締役経営企画室長 小林 寛之
T E L : 078-200-3430

(訂正) 「ストック・オプションとしての新株予約権発行に関するお知らせ」の
一部訂正について

平成30年5月28日に開示いたしました「ストック・オプションとしての新株予約権発行に関するお知らせ」の記載に訂正すべき事項がありましたので、下記のとおり訂正をいたします。

なお、訂正箇所は、下線にて表示しております。

記

(1) 訂正の理由

当社は、平成30年5月28日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、ストック・オプションとして、当社の取締役（監査等委員である取締役を含みます。以下、特に断りがない限り同様です。）、執行役員および従業員ならびに当社指定の子会社の取締役および従業員に対して、特に有利な条件を持って新株予約権を発行することならびに新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき承認を求める議案を、下記のとおり平成30年6月28日開催予定の当社第28期定時株主総会に付議することを決議したことを、お知らせいたしました。

しかしながら、2.新株予約権の発行要領(4)新株予約権の内容⑥新株予約権の行使の条件(ii)におきまして、権利行使の対象者に抜けがございましたので、追加のための訂正をいたします。

(2) 訂正の内容

【訂正前】

(前略)

⑥ 新株予約権の行使の条件

(i) (省略)

(ii) 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社連結子会社の取締役または従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役が任期満了により退任した場合、従業員が定年により退職した場合、または、取締役会決議をもって特に認める場合はこの限りではない。

(以下省略)



【訂正後】

(前略)

⑥ 新株予約権の行使の条件

(i) (省略)

(ii) 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社連結子会社の取締役、執行役員または従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役もしくは執行役員が任期満了により退任した場合、従業員が定年により退職した場合、または、取締役会決議をもって特に認める場合はこの限りではない。

(以下省略)

以 上